

# 福岡県公報

令和 7 年 7 月 25 日  
第 615 号

## 目 次

### 告 示 (第460号 - 第471号)

○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更	(保護・援護課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○救急病院の認定	(医療指導課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○石油コンビナート等災害防止法第2条第5号の規定に基づく第二種 事業所の指定の一部改正	(消防防災指導課)	6
<b>公 告</b>		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	8
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	11

○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	11
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課)	12
○福岡県障がい者リハビリテーションセンターの指定管理者の募集	(障がい福祉課)	12
○福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者の募集	(先端技術産業振興課)	14
○福岡県建築技術情報センターの指定管理者の募集	(県土整備企画課)	15
○落札者等の公示	(建築都市総務課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	18
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	18
<b>選挙管理委員会</b>		
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の変更	(行財政支援課)	18
<b>監査委員</b>		
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	18

## 告 示

### 福岡県告示第460号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生431	ささぐり整形外科スポーツ・リハビリクリニック	糟屋郡篠栗町和田一丁目6-15	R7・7・1
宗速生33	なや診療所	遠賀郡岡垣町大字吉木1821	R7・7・1
福津生歯47	きらり歯科クリニック	福津市日蒔野六丁目14-3	R7・6・1
春生歯111	かわしま歯科・予防クリニック	春日市惣利二丁目33-1	R7・7・1
春生歯112	たからまち歯科クリニック	春日市小倉一丁目1	R7・6・1
大川生歯46	石川歯科医院	大川市大字榎津14番4号	R7・6・1
粕生薬208	株式会社大賀薬局篠栗店	糟屋郡篠栗町和田一丁目6番20号	R7・7・1
糸島地生薬86	藤山薬局	糸島市高田四丁目17-1	R7・6・1
大野生訪24	訪問看護ステーションあじさい	大野城市中央二丁目4-22	R7・4・1
八女生訪10	訪問看護ステーション サクラ八女	八女市本村535-2 HONDAビル3F	R7・5・1
田生訪47	訪問看護 一縁	田川市大字伊加利809 スマイルホーム101	R7・7・1

### 福岡県告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
------	----	-----	-------

粕生薬178	秀洋堂薬局 若宮本店	糟屋郡粕屋町若宮二丁目6-5	R7・6・1
--------	------------	----------------	--------

#### 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生234	医療法人むらつか耳鼻咽喉科クリニック	糟屋郡粕屋町若宮二丁目6番1号	R7・5・31
像生169	聖ヨハネ宗像医院	宗像市三郎丸五丁目1-15	R7・6・6
福津生歯42	きらり歯科クリニック	福津市日蒔野六丁目14-3	R7・5・31
春生歯89	たからまち歯科クリニック	春日市小倉一丁目1	R7・5・31
大川生歯21	石川歯科医院	大川市大字榎津14-4	R7・5・31
直生歯34	栗原保歯科医院	直方市新知町6-14	R7・5・18
糸島地生薬5	藤山薬局	糸島市高田四丁目17-1	R7・5・31
糸島地生薬39	くれよん薬局前原	糸島市前原西四丁目5-27	R7・5・31
糸島地生薬79	志摩調剤薬局	糸島市志摩桜井2435-23	R7・6・6
大川生薬16	サンアイ調剤薬局 大川店	大川市大字酒見506	R7・5・31
田川生薬29	コトブキ薬局	田川郡福智町赤池521-63	R7・5・1
飯生薬138	ニック調剤薬局穂波店	飯塚市弁分611-39	R7・4・30

### 福岡県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地生86	医療法人田中整形クリニック	田中整形外科・内科クリニック	糸島市前原駅南二丁目21番18号	R7・4・10
田生薬84	古賀調剤薬局	アイン薬局 弓削田店	田川市大字弓削田3224-1	R7・6・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生335	医療法人向坂眼科医 院	大牟田市上町一丁目4 -1	大牟田市上町一丁 目4番地の4	R7・4・1
飯生236	飯塚腎クリニック	飯塚市片島二丁目197 -1	飯塚市片島二丁目 16-30	R2・2・25
直生訪7	晴弘訪問看護ステー ション	直方市大字中泉957番 地の56	直方市大字上境289 番地1	R6・7・1
田生訪41	訪問看護ステーショ ン りひと	田川市大字川宮1636- 37	田川市大字夏吉331 -10-2 レアル ワイズマンション B棟112	R7・4・1

## 福岡県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生柔52	瀧井 裕太郎（瀧井接骨院）	直方市大字植木690-3	R7・4・1
飯生柔134	田原 陵（スマイル堂接骨院）	飯塚市川津680-5	R7・6・2

春生柔74	甲斐 誠司（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔75	是枝 快勇（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔76	坂本 健駄（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔77	佐藤 匠（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔78	嶋田 結一（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔79	瀬戸口 卓也（甲斐整骨院 アクロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔80	大黒 蓮也（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔81	船倉 拓未（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔82	古川 達也（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔83	山口 彩花（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔84	山中 瞬信（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔85	高橋 美咲（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生柔86	田古里 航輝（甲斐整骨院 アクロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
粕生柔236	坂場 健太郎（マーサ整骨院 イオンモール福岡院）	ア	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ 木192-1 イオンモール福岡 1F	ア	クロス	R7・6・6
直生はき39	瀧井 裕太郎（瀧井接骨院）	ア	直方市大字植木690-3	ア	クロス	R7・4・1
春生はき23	伊賀 彩佳（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生はき24	大賀 愛佳（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生はき25	西山 広大（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生はき26	高橋 美咲（甲斐整骨院 クロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20
春生はき27	田古里 航輝（甲斐整骨院 アクロスモール春日院）	ア	春日市春日五丁目17 スモール春日2F	ア	クロス	R7・6・20

粕生はき62	小田 陸男 (オーロラ鍼灸マッサージ院)	糟屋郡志免町御手洗二丁目13-16-3階	R7・4・29
--------	----------------------	----------------------	---------

#### 福岡県告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
田生はき16	古川 浩一朗 (祐療堂鍼灸院)	古川 浩一朗 (この花針灸院)	R7・7・1

#### 福岡県告示第465号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市須川字合ノ坂74の5、74の7、75
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字合ノ坂74の5・74の7・75（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第466号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市杷木赤谷字藏谷1311の1、1311の2、1312、1313
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字藏谷1311の1・1311の2・1312・1313（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第467号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市杷木志波字奥ノ丸2938、2941、2942、2944
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字奥ノ丸2938・2941・2942・2944（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第468号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の

規定により次のように告示する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川帆柱980の4
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第469号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
富田病院	久留米市城島町四郎丸261番地	令和7年5月1日から 令和10年4月30日まで
北九州総合病院	北九州市小倉北区東城町1番1号	
戸畑総合病院	北九州市戸畑区福柳木一丁目3番33号	令和7年7月17日から 令和10年7月16日まで

医療法人しょうわ会フェリシア福岡病院	北九州市八幡西区陣原一丁目2番11号	令和7年6月1日から 令和10年5月31日まで
--------------------	--------------------	----------------------------

**福岡県告示第470号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	甘木 田主丸 線	前	久留米市田主丸町野田866番13先から 久留米市田主丸町野田39番1先まで	7.0 ～ 14.0	358.7
			後	久留米市田主丸町野田866番13先から 久留米市田主丸町野田39番1先まで	9.4 ～ 26.9	

**福岡県告示第471号**

石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業所の指定（平成29年6月福岡県告示第457号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中「アジアン・フロンティア」を「北九州データセンター」に改める。

**公 告**

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類  
捜査支援用ネットワーク通信機器賃貸借
- 競争入札参加者の資格
  - 競争入札に参加することができない者
    - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
    - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
  - 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
    - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
    - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
    - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

- 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和7年8月27日（水曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

捜査支援用ネットワーク通信機器賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年9月18日（木曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和7年7月25日（金曜日）から令和7年8月19日（火曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和7年9月18日（木曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時  
令和7年9月19日（金曜日）午前10時30分
- (3) その他  
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- 11 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される

- 。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。  
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報 (公知の事実を除く。) を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A leasing contract for Network communication equipment for investigative support
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 P. M. September 18, 2025
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police

Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2590)

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
流体機械計測評価支援システム (7 備出 1)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 7 年 6 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
日本電計株式会社福岡営業所
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅東 2 - 10 - 35
- 5 落札金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)  
42,735,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和 7 年 5 月 16 日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市山隈字東山212番3から212番7まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（第三工区）直方市大字中泉1002番6から1002番8まで、1002番14、1002番15、1002番19、1003番1、1003番7、1004番1、1004番4、1005番1、1005番3、1006番1、1006番5、1006番6、1007番1、1007番5、1007番6、1008番11及び1008番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
直方市殿町7番1号  
直方市長 大塚 進弘

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市中三丁目155番1及び155番6から155番16まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市中央区天神一丁目11番1号  
西日本鉄道株式会社  
代表取締役 林田 浩一

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市波多江駅北三丁目584番1、584番2、613番2、631番3、631番6、631番10、631番17及び1556番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市西区周船寺一丁目8番35号  
スエヒロ産業株式会社  
代表取締役 松吉 繁孝

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市吹上字北立石1015番1、1015番3、1015番7、1019番、1019番2、1019番3

、1020番1、1020番4から1020番11まで、1021番2、1021番20から1021番27まで、1031番2、1031番7、1031番8、1031番10から1031番12まで、1031番14から1031番17まで、1032番1及び1032番3から1032番9まで、干潟字上赤土1995番1及び1995番3から1995番11まで並びに字向赤土1966番6、1966番27及び1966番28並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区元赤坂一丁目1番8号

福岡小郡特定目的会社

取締役 林 令史

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見を募集しなかった理由

生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）の一部改正による当然必要とされる規定の整備を行うほか、様式の軽微な変更を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

令和7年7月25日

## 公告

福岡県障がい者リハビリテーションセンターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県障がい者リハビリテーションセンター	古賀市千鳥三丁目1番1号

## 2 予定される指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

## 3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

#### 4 指定管理者が行う業務

- (1) 障がい者の自立訓練その他必要な支援の実施に関する業務
- (2) 高次脳機能障がい支援事業に関する業務
- (3) 福岡県障がい者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

#### 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

#### 6 指定の手続等

##### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

ア 事業計画書

イ 法人の事業及び活動内容に関する書類

ウ 法人の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

##### (2) 申請書等の提出期間

令和7年7月25日（金）午前9時00分から同年9月24日（水）午後5時45分まで

##### (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

##### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和7年9月24日（水）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

##### (5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和7年8月7日（木） 午後2時00分から

イ 場所

福岡県障がい者リハビリテーションセンター（古賀市千鳥三丁目1番1号）

#### 7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理運営に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

#### 8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部障がい福祉課企画管理・給付係（行政棟南棟2階）

電話 092-643-3262 ファクシミリ 092-643-3304

E-mail [shogai@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:shogai@pref.fukuoka.lg.jp)

## 公告

福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市大字川津680番地41

### 2 予定される指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

### 3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

### 4 指定管理者が行う業務

- 福岡県立飯塚研究開発センター（以下「センター」という。）の施設及び設備の維持管理に関する業務
- センターの利用の承認及び料金の徴収に関する業務
- センターを拠点とした研究開発の支援、産学官交流等に関する業務
- 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

### 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を、指定管理者として指定する。

- 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
- 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別

に定める事項を満たしているものであること。

## 6 指定の手続等

### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

### (2) 申請書等の提出期間

令和7年7月25日（金）午前9時00分から同年9月24日（水）午後5時45分まで

### (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和7年9月24日（水）まで（ただし、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### (5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和7年8月5日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

福岡県立飯塚研究開発センター（飯塚市大字川津680番地41）

## 7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

## 8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県商工部先端技術産業振興課管理係

電話 092-643-3343 ファクシミリ 092-643-3421

E-mail [senshin@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:senshin@pref.fukuoka.lg.jp)

## 公告

福岡県建設技術情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県建設技術情報センター	糟屋郡篠栗町田中三丁目10番20号

### 2 予定される指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

### 3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当す

る者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

#### 4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの使用料の徴収に関する業務

(3) 建設資材に関する各種の試験の実施及び当該試験の手数料の徴収に関する業務

(4) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

#### 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も

効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

#### 6 指定の手続等

##### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

##### (2) 申請書等の提出期間

令和7年7月25日（金）午前9時00分から同年9月24日（水）午後5時45分まで

##### (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

##### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和7年9月24日（水）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームペ

ージ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) を参照のこと。

ア 日時

令和 7 年 8 月 20 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

イ 場所

福岡県建設技術情報センター (糟屋郡篠栗町田中三丁目 10 番 20 号)

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県県土整備部県土整備企画課指導係

電話 092-643-3645 ファクシミリ 092-643-3646

E-mail dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp

---

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

大牟田高等技術専門校新築工事

2 工事場所

大牟田市宮坂町

3 工事概要

建築一式工事 (職業能力開発施設 (校舎 (鉄筋コンクリート造、地上 3 階建て、延床面積 6,244.88㎡)) の新築工事)

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

5 落札者を決定した日

令和 7 年 4 月 21 日

6 落札者の氏名等

(1) 氏名

九鉄・三軌・末吉特定建設工事共同企業体

(2) 代表者

九鉄工業株式会社

(3) 代表者住所

北九州市門司区小森江三丁目 12 番 10 号

7 落札金額 (消費税及び地方消費税を含む。)

2,946,900,000 円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

令和 7 年 1 月 24 日

---

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市山隈字向浦 111 番 5、113 番 4、114 番 4 及び 114 番 6 並びに字一里間 50 番 1、50 番 3、78 番 7、78 番 11 及び 78 番 12

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
佐賀県鳥栖市立石町一本杉2066番地の2  
株式会社 G - s t a g e  
代表取締役 栗山 清規

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市東字若宮302番1、303番1及び303番6並びに字下田709番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島市東280番地1  
グリーンサポート株式会社  
代表取締役 中川 龍彦

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市鹿部字永浦494番4から494番6まで、501番1、518番4、518番5、519番3及び520番7

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
古賀市鹿部482番地  
医療法人聖恵会  
理事長 安松 聖高

**選挙管理委員会**

**福岡県選挙管理委員会告示第83号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和7年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

施設名	変更内容	変更後	変更前
街のひかり病院ハピタル	施設の名称	街のひかり病院ハピタル	秦病院

**監査委員**

**監査公表第23号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査の結果（令和7年3月24日6監総第1395号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月25日

福岡県監査委員 塩川 正一  
同 世利 洋介  
同 森 行一  
同 渡辺 美穂

7保総第688号  
令和7年6月13日

福岡県監査委員	塩川正一 殿
同	同 利洋 殿
同	同 森行 殿
同	同 原中誠志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所	複写等複合機（以下「複合機」という。）のリース契約について、ファクシミリ機能（以下「機能」という。）のある複合機を選定すべきところ、誤って機能のない複合機を選定した。このため、後日、機能を付加するため、本来ならば購入する必要がない後付キットを購入しておおり、経済性に著しく欠けていた。	<p>今回の誤りの原因は、当事務所本庁舎の担当者及び上司が、直方分庁舎（以下「分庁舎」という。）で使用する複合機について、分庁舎に対して必要なファクシミリ機能が付加されているか確認せずに選定したことによる。</p> <p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 複合機を選定する際は、本庁舎総務企画課の決裁だけでなく、分庁舎で複合機を使用している関係各課にも選定内容を合議し、必要な機能の有無を確認する。</li><li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。	<p>本庁の制度所管課は、出先機関の返還金の担当者を対象とした会議を開催し、各事務所の返還金収納状況、現在の課題や取組事例等を情報共有し、収入未済の解消について協議した。</p> <p>また、出先機関に対し、所内関係部署の連携強化及び収入未済解消対策会議を開催するよう指導した。</p> <p>生活保護費返還金の口座振替対応金融機関の対象拡大を検討し、収入未済解消を促進する。</p> <p>出先機関の所属長は、収入未済解消対策会議において、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金等公的受給の進行管理を確実にし、保護費の認定誤りを防止することで、新たな債権の発生防止に努める。</li> <li>新たに年金等を受給する場など確実に返還金の発生が見込まれる場合には、受領後速やかに一括して返還するよう指導を行う。</li> <li>生活保護を受給中の滞納者に対しては、滞納者情報や債務者リストを共有するなど返還金の担当者とケースワーカーが連携し、ケースワーカーの訪問等を活用して催告を行い、一括返還が困難な者に対しては履行延期申請の指導を行う。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 債務者の死亡後は、戸籍等調査により相続人を特定し、返還を求めらる。</li><li>・ 返還金の返還方法について、口座振替などの確実に収納が見込める返還方法への変更を働きかける。</li><li>・ 返還金の担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに収入未済に係るリスク対応策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>
--	--	---

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費のうち生活扶助費について、被保護者の転居に伴って適用する級地を変更すべきところ、これを行わず支給過大となっていた。また、住宅扶助費について、月の途中で転居したことから、転居前の家賃を日割り計算すべきところ、これを行わず支給過大となっていた。	<p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、被保護者の転居の際、級地及び家賃について再確認する。</li> <li>・ 上司は、担当者スワーカーが長期不在の場合は、別のスワーカーに事務処理を指示し、係長、課長での複数チェックを行う体制を整える。</li> <li>・ 上司は、上記の取組について、毎月開催している保護課全員協議会で周知する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及び再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費を算出する際、通勤で使用する軽自動車の自動車税を就労に伴う必要経費として収入額から控除すべきところ、これを行わず、支給不足となっていた。	<p>所属長は、副所長及び保護課職員に今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当者は、自動車通勤に伴う必要経費の認定時に、同経費の確認を確実にを行うため、自動車保有確認に係る審査会資料に付箋を付ける。また、同審査会資料に係る自動車税の領収書を見落とすことがないよう金額部分に確認のチェックを付けた上で、写しを収入認定調書の後ろに添付する。</li><li>・ 上司は、決裁時に保護決定調書、収入認定調書及び領収書を照合し、支給額が適正であることを確認する。また、領収書の金額部分に確認のチェックを付け、必要経費の確認を確実に行う。</li><li>・ 上記の取組について、毎月開催している保護課職員全員協議会で周知、徹底する。</li><li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費における生活扶助費のうち、被保護世帯に属する障がいのある世帯員に係る母子加算について、20歳未満の世帯員を対象とすべきところ、20歳以上の者を対象とし、支給過大となっていた。	<p>所属長は、今回の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上司は、「訪問計画実施状況表」の様式における記入要領に、「特別児童扶養手当支給対象児童がいる場合、その世帯員欄に20歳到達年月日を記入すること」を追記する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、特別児童扶養手当支給対象児童がいる世帯について、同実施状況表に20歳到達年月日を記入するとともに、決裁時に保護決定調書と同実施状況表を照合し、支給額が適正であるか確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費について、毎月就労収入額及び必要経費を確認し生活保護電算システムに入力すべきところ、これを怠り、支給不足及び支給過大となっていた。	<p>本件の原因は、担当者が就労収入額及び必要経費の確認は行っていたが、生活保護電算システムへの入力を失念していたこと、及び上司が同システムへの入力について確認を怠ったことによる。</p> <p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当者は、毎月、同システムにおける定例処理の最終日まで、担当する全世帯について、就労収入額及び必要経費の認定内容と同システムへの入力内容を照合し、認定誤りや入力漏れがないか確認する。</li><li>・ 上司は、毎月、生活保護費の認定変更があったものについて、認定誤りや入力漏れがないか、確認する。</li><li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>

7 福総第669号  
令和7年6月13日

福岡県監査委員

同 塩川正一 殿  
同 利洋行 殿  
同 森原中誠 殿  
同 志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6 監総第1395号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉社労働部 小倉高等技術専門 校	令和6年度の自動販売機設置に係る行政財産使用許可について、更新の申請があったにもかかわらず、必要な事務処理を行わなかったため、長期間にわたり許可なく自動販売機が設置されていた。 また、行政財産使用許可を行わないまま、使用料の調定を行っていた。	<p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導するとともに、以下の取組が確実に実行されているか確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、「公有財産事務の手引」等で適正な事務処理について改めて確認する。</li> <li>・ 上司は、担当者に対し、行政財産の使用許可や貸付等の事務について理解・習得させるため、財務規則や「公有財産事務の手引」の該当条文等を示しながら指導する。</li> <li>・ 上司は、担当者を指導した場合は、指導した内容が着実に実施されているか確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、自動販売機設置に伴う年間のスケジュールを新たに作成し、これを用いて進捗管理を行う。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 小倉高等技術専門 校	資金前渡により支払われたそ の他需用費（資料代）について、 精算書及び領収書の所在が不明 となっており、精算が確認でき なかった。	<p>本件の原因は、担当者及び上司が、精算の重要性を認識していなかったため、杜撰な事務処理（監査当日、精算書及び領収書が所在不明）を行っていたことによる。</p> <p>なお、所在が不明となっていた精算書及び領収書は、後日、別ファイルに綴じられていたことが判明した。</p> <p>所属長は、職員に対して今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、「財務会計事務の手引き」等で適正な事務処理について改めて確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、財務会計事務研修を受講する。</li> <li>・ 担当者は、精算書の決裁後速やかに関係書類を所定のファイルに綴じる。</li> <li>・ 上司は、関係書類が所定のファイルに綴じられたことを確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 福岡障害者職業能力開発校	訓練手当のうち通所手当について、通所経路上で福祉優待乗車証を用いて運賃が0円となる区間分は支給すべきでないところ、これを支給し、支給過大となっていた。	本件の原因は、訓練手当の支給管理を行う電算システムである「訓練手当システム」への通所手当の変更入力を失念していたこと、及び訓練生に対して発行していた「訓練手当変更支給決定通知書」の内容と実際に支給する通所手当の金額を照合するなどの確認を怠っていたことによる。 所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「訓練手当システム」への入力方法を改善するとともに、担当者、副任及び上司は、認定額変更の決裁の際、同システムへの単価及び認定額の入力が誤っていないか確認を行う。</li> <li>・ 担当者、副任及び上司は、毎月の訓練手当支給に係る決裁の際、「訓練手当変更支給決定通知書」の写しを添付し、「訓練手当システム」により算出した支給額が、通知書記載の金額と相違ないか照合を行う。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及び再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	児童措置弁償金の収入未済額が前年度に比べて増加している。	<p>本庁の制度所管課は、出先機関の返還金担当者を対象とした会議を毎年開催し、児童措置弁償金の収納状況、現在の課題や取組事例を情報共有し、収入未済の解消について協議する。</p> <p>出先機関の所属長は、所内の係長以上を集めた会議で以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケースワーカーは、児童の施設入所時、保護者に対して児童措置弁償金の負担について十分に説明する。また、認定更新で負担額が増額となる場合には、丁寧な説明を行う。</li> <li>・ 収入担当者又はケースワーカーは、督促状を初めて送付したとき又は訪問して催告を行ったときは1か月後に電話での催告を行う。</li> <li>・ 収入担当者及び上司は、督促強化月間を設定して、文書及び訪問催告を行う。</li> <li>・ ケースワーカーや児童心理司が保護者と面談する際に、ケースワーカー又は収入担当者から保護者に納付依頼を行う。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに収入未済に係るリスク対応策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	所属資金前渡職員口座からの振替（自動引き落とし）によって支払っていた電話料金について、振替予定日に当該口座に入金すべきところ、これを行わず、支払が遅延していた。	<p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当者は、届いた郵便物の内容をすぐに確認し、必ず開封して保管する。</li><li>・ 担当者が受領した請求書は、係員全員が確認できるよう所定の場所に保管する。</li><li>・ 担当者は、数種類ある電話料金について、請求ごとに記載できる支払計画表を作成し、これを用いて係長とともに進捗管理を行う。</li><li>・ 出納員は、担当者及び係長に対して、支払計画表のチェックを確実に行うよう指導するとともに、これを用いて進捗管理を行う。</li><li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	所属資金前渡職員口座からの振替（自動引き落とし）によって支払っていた電気料金について、振替予定日に当該口座に入金すべきところ、これを行わず、支払が遅延していた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当者及び上司は、「振替予定日」と「支払期限」に係る項目を追加した会計事務チェックシートを用いて、複数で日付を確認する。</li><li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	訓練生健康診断料の支払について、契約書に基づき、請求書を受理した日から30日以内に支払うべきところ、これが遅延していた。	<p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当者及び上司は、「財務会計事務の手引き」等で適正な事務処理について改めて確認する。</li><li>・ 担当者及び上司は、財務会計事務研修を受講する。</li><li>・ 担当者は、請求書保管場所に必ず請求書を保管し、支払期限内に確実に支出事務を行う。</li><li>・ 担当者及び上司は、支払先や支払予定月を記載した定期支払簿を新たに作成し、これを用いて進捗管理を行う。</li><li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>